

川崎市 母子・父子福祉センター サン・ライブ

母子家庭のお母さまや父子家庭のお父さまのために生活相談、情報の提供、講座・研修の実施、福祉活動の場の提供などを行っています。就職・転職の第一歩を応援します。効率的な求人情報の探し方やPCスキルの習得支援に加え、市の給付金制度を活用した資格取得についてもご相談いただけます。スキルアップで理想の就職を一緒に目指しましょう。

- 開所時間：9:00～17:00（水・金は9:00～21:00）
- 休 所 日：月曜、第2・4日曜、祝日、祝日が月曜の場合の翌日、年末年始（12/29～1/3）
- 所 在 地：中原区今井上町1-34 和田ビル2階

【マップP96⑪】

● お問い合わせ先

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライブ

TEL:044-733-1166

母子寡婦 福祉団体

母子家庭のお母さまや寡婦の方が、お互いに助け合い、励まし合って自立するために、各地区に母子寡婦福祉会があります。また、母子寡婦福祉会とその連合組織である川崎市母子寡婦福祉協議会（つくし会）は、母子家庭などの福祉増進のため様々な活動を行っています。

母子家庭向け日曜日保育

- 実施日時：第1・3・5日曜日
9:30～15:30（6時間以内）
- 場 所：母子・父子福祉センターサン・ライブ保育室
- 対 象：つくし会の会員である2歳～小学校2年生の子ども
- 利 用 料：無料
※29ページの日常生活支援制度の登録が必要です
※保育の理由は問いません
- 申込方法：事前予約。1か月前から
実施日2週間前まで
- そ の 他：定員5名 1家庭につき1か月1回
まで利用可

● お問い合わせ先

一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会

TEL:044-733-1166



◇ひとり親家庭応援メルマガのご案内

川崎市では、ひとり親家庭の方向けの様々な支援やイベント等の情報を3つのツールにより発信しています。

◇ひとり親家庭応援メルマガ
(メールマガジン)

定例号と特別号を配信中！
市のHPにはバックナンバー
を掲載しています。(二次元
コードから登録方法もご覧
いただけます)

◇LINE公式アカウント
川崎市ひとり親家庭支援

ひとり親家庭の方向けに身
近で役に立つ情報を発信して
います。(二次元コードから登
録方法もご覧いただけます)

◇X公式アカウント
川崎市ひとり親家庭応援

公式X（旧ツイッター）に
てタイムリーに情報を発信
中！お気軽にフォローしてく
ださい。



● お問い合わせ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当

TEL:044-200-2672

ひとり親家庭
サポートガイドブック

ひとり親家庭の方が利用できる制度や施設などを一冊
にまとめたものです。これからひとり親になることを
考えている方に向けた情報も掲載しています。ご自身
に役立つさまざまな制度や施設があることを知ってい
ただき、就労の安定や、親子の負担・不安の軽減の一
助として、ぜひご利用ください。
区役所児童家庭課等で配布しているほ
か、市ホームページでも公開していま
す。



● お問い合わせ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当

TEL:044-200-2672

これだけは
知っておきたい!

⑤ 医療費助成・給付

小児医療費 助成制度

お子さんの健康保険の対象となる医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。

令和8年9月から、通院医療費助成対象が高校生年代まで拡大され、一部負担金が廃止となります。

● 助成対象

(1) 0歳～小学校3年生

通院・院外処方調剤・入院分

(2) 小学校4年生～中学3年生(令和8年9月より高校生年代まで拡大)

通院(医療費の自己負担額のうち1回あたり500円を超える額。市民税所得割非課税の場合には全額助成)(令和8年9月より一部負担金廃止)

院外処方調剤、入院分

● 0歳～中学3年生の申請方法・助成の方法

(1) 申請方法

お子さんが生まれた時、または川崎市に転入した時に申請してください。

申請に必要なものは、お子さまの健康保険の記号・番号及び保険者のわかるもの、所得を証明する書類(マイナンバーで所得が確認できなかった場合のみ)、父母のマイナンバーの確認に必要な書類、来庁者の身分証明書です。

※父または母以外の方が申請する場合は、事前にお問い合わせください。

※オンライン申請が可能になりました。詳しくは川崎市HPをご覧ください。



(2) 助成の方法

対象者として認定された方には、医療証を交付します。神奈川県内で受診するとき、医療機関の窓口で、医療証と健康保険証と一緒に提示してください。原則として医療費を支払う必要はありません。県外で受診する等のため医療証が使えなかった場合は、一旦医療費を支払い、申請窓口で医療費の助成申請をしてください。

● 申請に必要なものは

①医療証、②金融機関の預金通帳又は口座番号の分かるもの(医療証に記載のある申請者名義のもの)、③領収書、④高額療養費・家族療養付加金等の支給決定通知書(該当の方のみ)、⑤お子さまの健康保険の記号・番号及び保険者のわかるもの

※③、④の原本の返却を希望される方はコピーも併せて提出してください。受診した翌月以降、なるべく早く申請してください。受診した翌月から5年を過ぎた場合は時効となり、助成できません。

● 申請窓口(お問い合わせ先)

保険年金課 後期・介護・医療費助成担当(中原区役所1階11番窓口)

TEL:044-744-3204

その他の
医療費助成・
給付制度



⑤医療費助成・給付

市外局番(044)

制度名	助成対象	助成の範囲	申請窓口 (お問い合わせ先)
ひとり親家庭等 医療費助成制度	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるお子さん(中程度以上の障害のある方、高等学校在学中の方は20歳未満まで)を養育している母子・父子、養育者家庭等の方(所得制限あり)	保険医療費の自己負担額 (食事療養標準負担額を除く)	保険年金課 後期介護・医療費助成担当 (中原区役所1階11番窓口) TEL:744-3204
重度障害者医療費 助成制度	①1・2級の身体障害者手帳を持っている方 ②知能指数が35以下の方、または障害程度がA1・A2の療育手帳を持っている方 ③3級の身体障害で、知能指数が50以下または障害程度がB1(中度)の療育手帳を持っている方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の手帳の交付を受けている方	保険医療費の自己負担額 (食事療養標準負担額を除く) ※助成対象④については、入院医療費は対象外	保険年金課 後期介護・医療費助成担当 (中原区役所1階11番窓口) TEL:744-3204
未熟児養育医療 給付制度	生まれたときの体重が2,000g以下、またはこれ以上であっても体の発育が未熟なままで生まれ、指定病院に入院したお子さん (所得に応じて医療費の一部負担あり)	健康保険の対象になる入院医療費の一部	児童家庭課 (中原区役所2階2番窓口) TEL:744-3263
自立支援医療費 制度 (育成医療)	身体に障害がある、あるいは医療を行わないと障害が残る恐れのある疾患を持つ18歳未満の方で、指定自立支援医療機関で健康保険の対象となる障害を除去・軽減する治療を受けるお子さん	健康保険の対象になる医療費の一部 ※保護者の方は医療費の1割を負担 (所得に応じて毎月の負担限度額あり)	児童家庭課 (中原区役所2階2番窓口) TEL:744-3263
小児慢性特定 疾病医療費助成 制度	次の特定疾病にかかり、症状など一定の基準に該当する18歳未満の方(継続の場合は20歳未満)で、指定医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるお子さん 【対象疾患】 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患等	健康保険の対象になる医療費の一部 ※保護者の方は医療費の2割を負担 (所得に応じて毎月の負担限度額あり)	児童家庭課 (中原区役所2階2番窓口) TEL:744-3263



⑥ 各種手当

児童手当

高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のお子さんを養育している方(原則、父母のうち生計維持程度の高い方)に支給されます

● 申請手続き

(1) 児童手当を受給するためには、申請が必要です(公務員の場合は勤務先に申請)

<申請に必要なもの>

- ・申請者名義の金融機関の預金通帳またはキャッシュカード
- ・申請者本人の保険情報が確認できるもの(資格確認書等)または年金加入証明書(厚生年金加入者のみ)
- ・マイナンバーの確認に必要な書類(個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類)
※マイナンバー制度による情報照会により回答が得られなかった場合、
所得証明書等の提出をお願いすることがあります。

(2) 児童手当は、申請月の翌月分から支給されます。申請が遅れると、さかのぼっては支給されませんのでご注意ください。

● 手当額

児童1人につき月額

年齢	児童手当
3歳未満(第1子・第2子)	1万5千円
3歳未満(第3子以降)	3万円
3歳以上～高校生(第1子・第2子)	1万円
3歳以上～高校生(第3子以降)	3万円

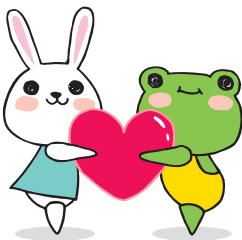
※所得制限額は撤廃されました。



● 申請窓口(お問い合わせ先)

区民課住民記録第2係(中原区役所1階6番窓口)

TEL:044-744-3172

その他の
手当制度

市外局番(044)

制度名	対象者	手当額	申請窓口 (お問い合わせ先)
児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護している父、母または父母に代わって児童を養育している方 ※具体的な支給要件は、窓口にお問い合わせください。	〈児童1人のとき〉 ・全額支給の方…月額 48,050円 ・一部支給の方…月額 48,040円から11,340円までの10円きざみの額 〈児童2人以上のとき〉 ・全額支給の方 児童1人増すごとに児童1人のときの月額に11,350円を加算 ・一部支給の方 児童1人増すごとに児童1人のときの月額に11,340円～5,680円を加算	児童家庭課 (中原区役所2階2番窓口) TEL:744-3197 
災害遺児等福祉手当	交通事故、労働災害、不慮の災害などにより、児童と同一生計を営む保護者（父、母またはそれに代わる方）が死亡、または重度の障害者（身体障害者手帳1級または2級の方）になった場合、その児童と同一生計、同一世帯にある保護者で、市内に居住されている方	18歳未満の児童1人につき月額 3,000円 ①手当の支給開始は申請月からです ②所得制限はありません 	区民課住民記録第2係 (中原区役所1階6番窓口) TEL:744-3172
特別児童扶養手当	身体、知的面等に関して、重度、中度の障害を持った20歳未満の児童を養育されている方	〈重度の場合〉 1人につき月額 58,450円 〈中度の場合〉 1人につき月額 38,930円 ※2026年4月 改定	高齢・障害課 障害者支援係 (中原区役所3階6番窓口) TEL:744-3265
障害児福祉手当	在宅の重度の障害児（20歳未満）で、日常生活に常時特別の介護を必要とする方	月額 16,560円 ※2026年4月 改定	高齢・障害課 障害者支援係 (中原区役所3階6番窓口) TEL:744-3265

※各制度における具体的な支給要件は、申請窓口にお問い合わせください。
※対象者及び金額は変更されることがあります。

⑦ 外国籍の方への育児支援

Childcare Support for Foreign Nationals

外国籍の方のためのページです This Page Contains Info for Foreign Nationals

※あなたのまわりにいる、外国籍ママ・パパに伝えてください ※Please inform the foreign national moms and dads around you

川崎市内の外国籍の親子が安心して生活できるよう、子育ての相談に乗ります。

保健サービスも受けることができます。 We provide consultation services so foreign parents and children can live with peace of mind. Health support services are also available.

●母子健康手帳交付時に、外国語版母子健康手帳（英語、ハングル、フィリピン語、タイ語、中国語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）を希望者にわたしています。 Foreign language versions of the Maternal and Child Health Handbook (English, Korean, Filipino, Thai, Chinese, Indonesian, Spanish, Portuguese, Vietnamese, and Nepalese) are provided to those who wish to receive it.

●国際子育てグループもあります。参加したい人は地域みまもり支援センター地域支援課へお問い合わせください。

There is also an international parenting group. If you would like to participate, please inquire with the Community Support Section of the Community Care and Support Center.

●地域みまもり支援センター地域支援課での両親学級、乳幼児健診や相談のときに通訳が必要な時は先に連絡ください（連絡のときの対応は、日本語です）。

If you need an interpreter for parents' classes, infant checkups, or consultations at the Community Support Section of the Community Care and Support Center, please contact us beforehand. (Japanese will be used by the point of contact)

●お問い合わせ先 For inquiries, please contact: Community Support Section, Community Care and Support Center (Counter No. 3 on the 2nd floor of the Nakahara Ward Office)

地域みまもり支援センター 地域支援課（中原区役所2階3番窓口）

TEL: 044-744-3308

外国籍の方への
生活全般の相談所
Free Consultation!

多文化共生総合相談ワンストップセンター One-Stop Consultation Center for Foreign Residents

施設名 Facility Name	かわさき し ごとく さいこうりゅう 川崎市国際交流センター Kawasaki International Center	
ホームページ Home Page	https://www.kian.or.jp/	
所在地 Location	なかはら く きつぎ ぎ おんちよう どうよこせん め ぐろせんもとすみよし えき 中原区木月祇園町2-2（東横線・目黒線元住古駅） 2-2 Kizukigioncho, Nakahara Ward, Kawasaki City (Tokyo Line, Meguro Motomiyoshi Station)	川崎市国際交流センターHP

対応言語 たいおうげんご	曜日・時間 ようび じかん	対応方法 たいおうほうほう
やさしい日本語、英語、中国語、フィリピン語、 ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、 スペイン語、タイ語、韓国語、インドネシア語	月曜～土曜 9:00～17:00	相談員または通訳サービス利用 （注）曜日によって相談員が不在の場合は 通訳サービスを介しての相談になります。

※言語によって対応できる相談員がいない場合でも、電話通訳を介しての相談ができます。

A telephone interpretation service will be used for consultations when multilingual staff are not available.

【行政書士による無料相談会】

Free Consultations with an Administrative Scrivener

行政書士に相談できる内容は幅広いですが、主な相談は各種許可申請、相続手続き、ビザ・在留資格手続き、会社設立、契約書の作成などです。

An administrative scrivener can give advice on many things, but mainly they help with applications for various permits and licenses, inheritance procedures, visa and status of residence paperwork, incorporating a business, drawing up contracts, etc.

⑦外国籍の方の育児支援

【行政書士による無料相談会】

Free Consultations with an Administrative Scrivener

※11月は毎年インターナショナルフェスティバルで行っています。

開催場所 Venue	相談日 Consultation Day	相談時間 Consultation Time and Method	TEL・FAX
かわさきこくさいこうりゅう 川崎市国際交流センター Kawasaki International Center かいぎしつ かい 会議室2階 2/F Meeting Room	げんそく まいつきだいに にちようび 原則 毎月第3日曜日 Theoretically Every 3rd Sunday	14:00~16:00	TEL:044-435-7000 FAX:044-435-7010

相談は日本語です。通訳が必要な人は、日本語が話せる人と一緒に来るか、先に川崎市国際交流協会(TEL:435-7000)に
通訳をたのんでください。The Consultation is conducted in Japanese. If you need an interpreter, please come with someone who can speak Japanese
or contact the Kawasaki International Association (TEL: 435-7000) for an interpreter.

二次元コードから多言語情報にアクセスできます
Scan the 2D code for other language options.

スマートフォンやタブレット端末から多言語情報に
簡単にアクセスできます。

English	中文
한국·조선어	Español
Português	Tagalog
Tiếng việt	ภาษาไทย
Bahasa Indonesia	नेपाली



中原区内
日本語学級一覧
List of Japanese Language
Schools in Nakahara Ward

生活に必要な日本語の会話や読み書き、日本の生活習慣などを
学びます。

Learn Japanese conversation, reading and writing,
Japanese customs and more for daily life.

教室名 Classroom Name	開催場所 Venue
なかはらし みんかん にほんご がっけいゆう 中原市民館日本語学級 Nakahara Community Center Japanese Class 午前(10時~11時30分) 夜間(18時30分~20時) 午前は保育あり(概ね1歳6か月以上)	なかはらし みんかん ● 中原市民館 ● 日本語担当 Staff Responsible Nakahara Community Center TEL:044-433-7773 FAX:044-430-0132
かわさき こくさいこうりゅう にほんご こうざ 川崎市国際交流センター日本語講座 Kawasaki International Center Japanese Class ● 国際交流センター ● 日本語講座担当 Staff Responsible Kawasaki International Center TEL:044-435-7000 FAX:044-435-7010	

産前・産後に関するさまざまな情報をまとめたリーフレットが14言語であります。

市のホームページに掲載されていますので、見てください。

Leaflets containing a variety of information on prenatal and postnatal care are
available in 14 different languages, please see the leaflet on the city's website.



⑧ 地域における支援活動

民生委員児童委員・主任児童委員による支援活動

民生委員児童委員及び主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、各種の関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者や障がい者に加え、児童やその家族からの相談に応じて住民の暮らしをみまもり、安心して暮らすことのできる地域づくりに向けて、地域の中で様々な活動を行っています。「人権の尊重と守秘義務」が義務付けられていますので安心してご相談ください。

主な子育て支援活動

- 子育てサロン(P68)の開催による親子どうしの交流の場づくり
- お子さんの権利が著しく侵害されていると思われる場合の相談
- お子さんの健全育成にとって好ましくない環境と思われる場合の相談
- その他、子育ての悩み、親子・家族関係、非行、体罰、いじめなどの相談

● お問い合わせ先

地域みまもり支援センター 地域ケア推進課(中原区役所 2階1番窓口)

TEL:044-744-3252

中原区社会福祉協議会の支援活動

中原区社会協議会は誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、地域の方々や各関係機関と協力し合いながら子育て支援をはじめとする様々な活動を行っています。



中原区社会福祉協議会PR大使
「中原パルるん」

主な子育て支援活動

- 子育て支援事業の推進(子育て関係講座の開催、地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・区内の子育て支援グループなどによる子育て支援事業をサポート)
- 福祉関連講座や催しの開催
- 広報活動・情報提供・相談事業(福祉に関する図書・DVDの貸出も実施)
- 地域福祉関係活動への助成・育成
- ボランティアの相談
- 福祉教育への協力・支援・福祉用具の貸出(福祉の話、出前も可)
- ボランティア保険の受付
- 生活福祉資金の貸付相談ほか

● お問い合わせ先

中原区社会福祉協議会：福祉パルなかはら

TEL:044-722-5500